

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和4年度 長商第334号
委託業務名称	地域再生エリアコーディネート業務
委託業務場所	中心市街地区域内
業務の概要	「湖の辺のまち長浜未来ビジョン」に定めるリノベーションを推進するエリアにおいて、町家を活用した「長浜版アルベルゴ・ディフーズ(まち全体ホテル構想)」のまちづくりに視点をのいた面的なリノベーションを促進し、賑わいの創出や新たな魅力を付加することで、エリアの価値を持続的に創出していくことを目的に、中心商店街を一つのホテルと見立てて、宿泊施設や飲食店、物販店舗、体験施設等のネットワーク化を図り、長浜版アルベルゴ・ディフーズの実現に向けた継続的な仕組みを構築するもの。
履行期間	令和4年11月10日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年11月9日
契約額(税込)	2,400,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町7番5号 [商号又は名称] 長浜まちづくり株式会社
契約相手方の選定理由	現状においては、採算性が低く民間事業者の参入が見込めない公共性の高い取組に対して、これまでからの試行結果や調査等から蓄積されたデータ及びノウハウを十分に生かし、先導的な役割を果たす実証実験的な取組として実施する性質上、競争入札にそぐわず、他に代替性がないことから、民間と行政が一体となって取り組むために設立した第3セクターである同社と随意契約するものです。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>